

議案第 1 2 7 号

石岡市教育支援センター条例を制定することについて

石岡市教育支援センター条例を制定することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 0 条の規定に基づく教育機関として，石岡市教育支援センターを設置するため。

## 石岡市教育支援センター条例

### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）に関する教育相談、教育的支援その他の事業を行うため、石岡市教育支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石岡市教育支援センター	石岡市根当10949番地1

### (管理及び運営)

第3条 センターは、石岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理し、運営する。

### (事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 不登校児童生徒に係る相談及び支援に関すること。
- (2) 特別な教育的支援が必要な児童生徒等に係る相談及び支援に関すること。
- (3) 外国人児童生徒等に係る相談及び支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

### (職員)

第5条 センターに所長その他の必要な職員を置く。

### (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正)

2 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「石岡市立学校施設使用条例（平成17年石岡市条例第74号）」の次に「石岡市教育支援センター条例（令和6年石岡市条例第 号）」を加える。